

独立行政法人教職員支援機構地域センター事業 実施要項

平成31年4月1日理事長裁定

令和2年4月 1日改定

令和3年2月 1日改定

令和4年4月 1日改定

令和5年4月 1日改定

令和5年8月28日改定

令和7年10月29日改定

1 事業の趣旨・目的

独立行政法人教職員支援機構（以下、機構という）は、教職員への総合的支援を行う全国的な中核拠点として、新たな学びの実現に向けた研修観の転換を図るための取組を行っている。

令和4年の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～では、機構が、全国の教育委員会はもとより、大学・教職大学院、民間企業等の多様な主体とのネットワークを構築しながら、教師の資質向上に関する全国的なハブ機能を発揮することが求められている。

本事業は、教員の養成と研修に係るこのような動向を踏まえ、機構と連携協定締結教職大学院等との連携を確かなものとするとともに、機構が取り組む、研修観の転換、「新たな教職員の学び」をともに模索しながら、教職員研修の高度化、体系化の実現に一層寄与することを目的とする。

2 事業の内容

（1）地域センターの設置

機構は、機構と連携協定を締結している教職大学院を有する大学の中から公募の上、事業対象大学を選定する。事業対象大学は地域センターを設置する。なお、地域センターの設置場所は、原則として大学内に設置されている建物内とする。

（2）事業内容について

本事業の趣旨を踏まえ、大学の特色や地域性等を活かしつつ、①、②の観点を盛り込んだ事業を実施し、そこから得られる知見や成果を機構及び全国に広く提案・還元するものとする。

① 研修観の転換に向けた教職員の学びに関する取組

② 研修観の転換に向けた「学び合いのコミュニティ」づくりに関する取組

（3）各大学内における事業の位置付け

本事業については、大学案内やホームページへの掲載等を通して、大学の事業の一環であることを明確にする。

(4) 地域センター長の任命、案内板等の掲出、ロゴタイプ等

地域センターには、各大学の代表者（地域センター長）を置くこと。

「教職員支援機構〇〇大学センター」等と記載した案内板等を掲出することが望ましい。

地域センターとして実施する事業に関する資料（教職員研修資料やそのチラシ等を含む）には機構のロゴタイプを付することで、本事業の一環であることを明確にする。

3 事業の委託先

機構と連携協定を締結している教職大学院

4 委託期間

2年間とする。なお、委託契約は単年度ごとに行う。

5 委託費等

「独立行政法人教職員支援機構地域センター事業公募要領」（以下、公募要領）で定めるものとする。

6 採択予定件数

公募要領で定めるものとする。

7 申請方法

(1) 申請に当たっては、公募要領に定める申請書を作成の上、機構理事長へ提出すること。

(2) 審査委員会において審査を実施し、委託先を選定する。詳細は審査要領に定める。

8 事業の実施

(1) 契約締結

選定された大学は、「独立行政法人教職員支援機構地域センター事業委託要領」等に基づき、事業年度ごとに実施計画書を提出する。機構は、各計画書の内容を総合的に勘案し、委託費の上限の範囲内で機構と委託契約を締結する。委託契約は、単年度ごとに行う。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約を行わない場合がある。

(2) 委託額の変更

委託先が、各事業年度の委託額の総額を変更したり、費目間で流用したりしようとするときは、あらかじめ、機構の承認を得なければならない。ただし、費目間の流用総額が、委託額の総額の 20%以内となる場合についてはこの限りでない。

(3) 中間報告書の作成・提出

委託先は、指定された期日までに中間収支報告書を作成し、機構に提出する。

(4) 報告書等の作成・提出

委託先は、事業年度ごとに実施報告書及び収支報告書を作成し、各事業年度末までに機構に提出する。

9 その他

詳細については、公募要領等において定めるものとする。

附則

令和 7 年度独立行政法人教職員支援機構における連携教職大学院等を対象とする地域センター事業については、従前の要項によって実施する。